

医療機関の経営を支援するための事業を実施します！

岡山県では、令和7年度の国の経済対策に呼应し、医療機関の経営を支援するための様々な事業を実施することとしています。必ず内容をご確認いただき、申請の際は記入漏れ等がないようご注意ください。

【注意】令和8年6月1日時点で、令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ていることが必要です。

＜岡山県が実施する支援事業＞

名称	支援対象（※1）	支援内容（概要）	申請受付時期
診療所等 物価上昇支援金	<ul style="list-style-type: none"> 診療所（医科・歯科） 薬局 	調剤に必要な経費の上昇に対する「支援金」の給付 ・ 薬局 1施設あたり 50,000～85,000円	R8.2.2(月) ～ R8.3.2(月) [受付終了]
医療・福祉施設等 物価高騰対策支援金	<ul style="list-style-type: none"> 病院 診療所 助産所 指定訪問看護ステーション 歯科技工所 施術所 薬局 ※その他、介護・福祉施設も対象となります	基本診療料の増額に 対応する 診療所 基本診療料の増額に応じた加算金 （規模に応じて設定） ・無床診療所（医科） 1施設あたり12.7万円 ・歯科診療所 1施設あたり12.7万円 ・薬局、その他医療関係施設 1施設あたり7.4万円	R8.3.19(木) ～ R8.4.20(月) [受付終了]
診療所等 賃上げ補助金	令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出を行った 薬局	所定の要件に従って職員の賃金改善を行った場合、賃上げの実績に応じて、事後に「補助金」を交付（※2） ・ 薬局 1施設あたり 70,000～145,000円	R8.6.1(月) ～ R8.8.3(月)

受付終了しました

令和8年6月1日時点で、厚生局へ令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届出ていることが必要です。

※1 保険医療を実施していない医療機関などは、支援対象外となります。

※2 賃上げの実態が補助要件を満たさなかった場合は、補助金の支給対象外となります。

ご案内

・最新の情報は、岡山県ホームページでご確認ください。
 医薬安全課のページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/38/>

